
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **本日の審議事項**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）では、四半期報告書制度の見直しに関連する課題として、今後、次の項目を検討することを提案した。
 - (1) 四半期会計基準等¹と中間会計基準等²を統合した会計基準等の開発の要否
 - (2) 中間会計基準等に関連する他基準修正への対応
 - ① 中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換え
 - ② 中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱い
3. 審議の結果、前項のうち、(1) 及び(2) ①については四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否を踏まえて今後検討することとし、先に前項(2) ②について検討を開始することとした。
4. 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）では、本資料の第 2 項(2) ②の対象となる項目を整理し、今後、次の項目について四半期財務諸表、第一種中間財務諸表及び第二種中間財務諸表の取扱いの明確化を検討することを提案していた。
 - (1) 他の会計基準等で中間（第二種中間財務諸表）の取扱いを定めているが四半期

¹ 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）を合わせて「四半期会計基準等」という。

² 企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「中間適用指針」という。）を合わせて「中間会計基準等」という。

の取扱いを定めていないもののうち、四半期会計基準等（及び中間会計基準等）
においても取扱いを定めていないもの

- (2) 他の会計基準等で四半期の取扱いを定めているが中間（第二種中間財務諸表）
の取扱いを定めていないもの
- (3) 追加の検討が考えられるもの

III. 本日の検討事項

5. 本日は、前項の項目のうち(1)及び(3)に関する取扱いの明確化の検討（審議事項
(3)-2）についてご審議いただきたい。
6. 第528回企業会計基準委員会(2024年6月20日開催)で聞かれた意見については、
審議事項(3)-3に記載している。

以 上